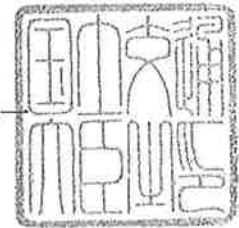


国海員第 5 4 号  
令和元年 6 月 2 0 日

交通政策審議会  
会長 古賀 信行 殿

国土交通大臣  
石井 啓



交通政策審議会への諮問について

船員法（昭和 2 2 年法律第 1 0 0 号）第 1 1 0 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第 3 3 0 号

船員法施行規則の一部を改正する省令案について

諮問理由

船員法施行規則（昭和 2 2 年運輸省令第 2 3 号）の一部を改正する省令案を別紙に従って行うことについて、船員法第 1 1 0 条の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

(別紙)

第一 船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部改正関係

海底資源の探査に従事する船舶について、法第六十五条の二第五項に基づき労働時間の限度の適用除外の対象として追加するとともに、法第七十二条に基づき船員の労働時間の特例並びに国土交通省令で定める一定の期間及びその期間内に与えなければならない連続した休日の日数を規定する等の所要の改正を行う。